

関係各位：

欧米を始め世界で蔓延している「新型コロナウイルス」感染症に関し、3月18日にて、台湾の中央感染症指揮センターより新たな管制措置が取られましたので、お知らせ致します。ご参照ください。

1. 3月18日日本時間午前11時半より中央感染症指揮センターから発表があり、台湾国内安全の確保の為、3月19日台湾時間午前0時より、台湾国籍者以外(居留ビザ、招聘されたビジネス渡航、特別許可ビザ等の取得者を除く)の台湾入国者に対し入国禁止処置を取ります。
2. 国籍を問わず、台湾に入国される方に対しては「14日間の自宅検疫」が必要となります。自宅検疫とは、例えば検疫期間は外出禁止、待機場所限定(ホテル等)、台湾当局等からの電話問診、公共交通の使用不可、出国禁止等という措置を順守して頂きます。
3. なお台湾当局では、今後の日本における「新型コロナウイルス」の発症状況に応じて、入国措置は変更の可能性があります。随時情報の更新に注意して下さい。

台湾観光局・台湾観光協会
東京事務所 所長 鄭憶萍